

静岡地方最低賃金審議会
第1回静岡県最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年8月12日（火） 15時15分から17時05分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
議題	1 静岡県最低賃金専門部会運営規程等について 2 静岡県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
1 静岡県最低賃金専門部会運営規程等について	部会長（畠委員）と同代理（笠原委員）を選出。 全会一致で、専門部会運営規程を承認、第2回目以降の専門部会は、「委員の率直な意見を確保する」ため、非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開すること、となった。		
2 静岡県最低賃金の改正決定について	事務局から資料説明。公益委員から事務局に対して、第397回本審で配付された資料番号2-9の消費者物価指数の対前年上昇率の推移に関し、静岡県内における同様の数字がわかる資料の提供を求められたため、「総務省公表の消費者物価指数は、各都道府県の県庁所在地のデータ、かつ、中分水のデータしかないものがあるものの、近しいデータとして取りまとめたものを次回の専門部会で提供する」とこととした。 金額審議について、今年の労使の考え方は第397回本審で表明されていたため、本専門部会ではこの確認は行わずに、専門部会を一時休会として、公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った。 公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った後、部会を再開したが、両者とも金額提示は控えたいとの意向であり、意見の一致に至らなかった。		
労働者代表委員の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使側から魅力ある企業が静岡にないと受け取れる意見があったが、静岡にも魅力ある企業はある。労使で魅力ある静岡にしていく、そういう思いが大事。 ・ 価格転嫁について、中小企業庁のフォローアップ調査が毎年出されているが、当該結果は52.4%となっている。確かに十分な水準とはいえないが、まったく 		

- く価格転嫁されていないということではないと考える。
- ・ 隣県との格差について、この10年間、目安にプラスしていないのは、東京と京都と静岡の3つだけで、静岡の相対的な位置は低くなってしまうと懸念される。労側としては、目安プラスを目指したい。
 - ・ 連合のリビングウェイジの数値を念頭に置き、今年の最低賃金の引き上げを図りたい。
 - ・ 倒産のことについて、使側が主張する労務費アップが倒産に直結するという点には疑問である。8月9日の新聞記事によると、静岡で7月に20件の倒産との記載がされていたが、最低賃金の引き上げが原因ということは、記事には書かれていた。賃金アップが企業倒産の原因であるのなら、そのエビデンスの数値などを、この先の審議で御説明いただきたい。

使用者側代表委員の主な意見

- ・ 現在の業況が非常に厳しい。例えば、織物業では、関連業者の廃業が相次いでいるという実態がある。また、米中の争いが日本にも影響していて、製材業では、国産原木の行き場が失われ、相場が崩れるおそれ直面している。それから、自動車各社、あるいは楽器産業など、経常利益の下方修正が相次いでいる。資材・人件費が高騰し、建設業では、それが非常に顕著に表れている。小売業では、売上高は微増でも、原価の高騰で収益が悪化している。最低賃金引上げ額はそのようなことを踏まえて考えるべき。
- ・ 1,000万円以下の小規模事業者で見たとき、労働分配率は80%に達している。それだけ、高い労働分配率になっているなか、最低賃金の影響率も毎年上昇している、こういう実情がある。
- ・ 消費者物価の上昇と言われるが、これは、円安による輸入材の上昇が主因で、言い換れば為替の問題ということになり、これに対し何もしない政府に不満。そういう影響であるということは、認識しなければいけない。
- ・ 増収減益という状況が大企業の中にも拡がっている。これは、一番悪い方向での減益状態で、コンパクトになるという形の減収減益よりも、増収減益は、それを上回る危機的な状態といえる。そういう経営の実態の中、物価上昇があって、次にそれにより賃金を上げ、また、物価上昇につながるという、負のスパイラルに入ってしまうことを非常に懸念する。物価を下げる努力をするとともに、緩やかに賃上げをしていくべき。
- ・ 最低賃金引上げ額の根拠について、好ましい数値だけを取り上げ、突出した数値で引き上げる水準を考えるのではなく、緩やかな賃上げが大切。
- ・ 今回の中賃の審議で、大臣が発言されたということがあったが、これは、非常に好ましくないことと考える。

3 その他

特になし